**平成２５年（フ）第２１９号**
佐賀県佐賀市南佐賀２丁目３番19号
破産者　古賀　和子
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第３８１号**
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4119番地１原田ビル408号
破産者　城ケ﨑眞澄
法定代理人成年後見人　城ケ﨑昌子
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第１３５号**
鹿児島県鹿屋市旭原町3608番地43ハイツウイング12号、申立時の住所鹿児島県鹿屋市旭原町2649番地２
破産者　平八重哲朗
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２５年（フ）第２７４号**
茨城県水戸市若宮１丁目７番４棟105号　県営若宮アパート
破産者　野中久美子
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第３１１号**
茨城県小美玉市百里170番地
破産者　設樂　直人
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第６１号**
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国245番地３
破産者　井口　邦三
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第６２号**
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国245番地３
破産者　井口　邦一
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第７８号**
長野県茅野市玉川5040番地１　カントリーパレスＡ号
破産者　近藤　礼一
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第７９０号**
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目２番17号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目96番地の９エーベル東園田801
破産者　メガネのチャイムこと　天前　良隆
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第３１７号**
兵庫県西宮市浜脇町３番８号
破産者　枋谷　　仁
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第４９９号**
兵庫県西宮市北名次町１番８―409号、前住所兵庫県西宮市寿町４番11号
破産者　植田　陽氏
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第８２号**
香川県善通寺市生野町2977番地１　ウジケホワイティハイツＣ棟
破産者　池田あい子（旧姓大河）
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２５年（フ）第９７号**
香川県丸亀市土器町西１丁目257番地
破産者　戸羽　　隆
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２４年（フ）第２１１号**
宮崎市大字恒久4559番地１　グリーンエミネンスⅡ601号
破産者　二間瀬親仁
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第１７９号**
宮崎市神宮西１丁目142番地　アロハヴィレッジⅣ201号
破産者　茂手木春男（旧姓前田）
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第２１７号**
宮崎市大字島之内6732番地　ＫＴプレイス102号
破産者　吉武　美子
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第２２１号**
宮崎市大橋３丁目76番地１　スペースコロニーＧ202号、開始決定時の住所宮崎市大橋３丁目76番地１　廣ビル202号
破産者　平太きぬ子
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第２５１号**
宮崎市花ヶ島町三反田704番地、開始決定時の住所宮崎市大字新名爪195　神宮農機アパート202
破産者　松浦　安直
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

## 免責許可決定

**平成２５年（フ）第１０４号**
茨城県日立市東大沼町４丁目23番３―201号
破産者　小宅　保子
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部